

令和5年第9回定例会

# 江東区教育委員会会議録

令和5年9月8日（金）

江東区教育委員会

## 令和5年第9回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和5年9月8日（金）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和5年9月8日（金）午前11時40分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、本田和恵（教育長職務代理者）、安部敏啓、鈴木清人、浅野美智子
- 5 出席職員 杉村教育委員会事務局次長、星名庶務課長、西尾学校施設課長、太田整備担当課長、賀来学務課長、飯塚指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、木内教育支援課長（教育センター所長兼務）、笠間地域教育課長、榎本江東図書館長、関戸深川図書館長、篠碕青少年課長
- 6 協議事項
  - (1) 令和4年年度江東区一般会計歳入歳出決算に関する意見聴取
  - (2) 令和5年度江東区一般会計補正予算（第4号）に関する意見聴取
  - (3) 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条令の一部を改正する条令に関する意見聴取
  - (4) 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条令の一部を改正する条令に関する意見聴取
  - (5) 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条令施行規則の一部を改正する規則
  - (6) 江東区立幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
  - (7) 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条令の一部を改正する条令に関する意見聴取
  - (8) 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条令施行規則の一部を改正する規則
  - (9) 図書館の指定管理者の指定に関する意見聴取
- 7 報告事項
  - (1) 令和6年度二十歳のつどいの開催について ほか
- 8 協議事項
  - (1) 江東区教育委員会の権限に属する事務の管理及び施行の状況の点検及び評価について
- 9 追加報告事項
  - (1) 江東きつずクラブにおける職員配置問題について

## 1 1 審議概要

本多教育長 それでは、ただいまより、令和5年第9回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。安部委員、鈴木委員にお願いいたします。

本日の会議につきましては、議事進行上の関係から、順序を変更し、初めに報告事項1について報告を受けた後に、審議に入ります。

それでは、報告事項1 令和6年二十歳のつどいの開催についてを説明願います。

青少年課長。

篠碕青少年課長 おはようございます。青少年課長の篠碕でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、令和6年二十歳のつどいの開催について御説明をさせていただきます。

令和4年の民法改正に伴い、令和4年4月1日より成年年齢が18歳に引き下げられました。しかし、本区では、引き続き二十歳の方を対象に成人の日の式典を開催することといたしてございます。

1の期日でございます。開催期日は令和6年1月8日月曜日、成人の日に開催をさせていただきます。

2の会場につきましては、会場はティアラこうとう大ホールで行う予定でございます。

3の主催は、江東区・江東区教育委員会、江東区選挙管理委員会の3者の共催で行ってございます。

4の対象でございますけれども、平成15年4月2日から平成16年4月1日生まれの方で、本年8月末時点の外国人の方を含む対象の人数ですが、4,103人となっております。なお、本区では、例年4,000人前後の対象者で推移をしているところでございます。

5の開催方法についてでございます。会場内外の密集密接を避けるため、式典は4部制で実施をさせていただきます。今年度は、深川地区を午前の部、午後からは城東地区に振り分け、それぞれの形によって実施をさせていただきます。また、式典の参加を見合せをする方や御家族に区の祝意をお伝えするために、特別番組等を制作し、ケーブルテレビ、ユーチューブへの配信を併せて行っていく予定でございます。

6の周知につきましては、記載のとおりでございますが、10月1日号並びに1月1日号の新春こうとう区報のほうで掲載をいたします。また、区のホームページやSNS等を活用し、きめ細かな情報発信のほうも行ってまいる予定でございます。

次、最後になりますけれども、7のタイムカプセル収容物の展示につきましては、2015年7月24日に埋設をしたカプセルの収容物を、当

時、小学校6年生の方が、今度の二十歳のつどいのように成人を迎えますので、その式典時に展示を会場のほうにさせていただきます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。  
鈴木委員。

鈴 木 委 員 タイムカプセルはもう取り出したんですか。それともまだ入っているのでしょうか。

篠 碕 青 少 年 課 長 もう取り出して、中身等を確認して、若干ちょっと腐食しているような部分もあるというふうな報告は得てはいますが、ちゃんと展示に耐えられるようなものということで確認をさせていただきます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。  
ほか、いかがでしょうか。  
本田委員。

本 田 委 員 そのカプセルを開けたときは子どもたちは見てなくて、その映像とかも残っていないんですか。

篠 碕 青 少 年 課 長 残っておりません。職員のほうで掘り起こしまして、それを会場で展示をいたします。

本 田 委 員 ありがとうございます。

本 多 教 育 長 青少年課長。

篠 碕 青 少 年 課 長 すみません、補足になりますけども、こちらのほうは、当時、公募のほうをさせていただきました、元バレーボールの選手と竹下さんとかと一緒に来て埋めたというふうなことを伺ってございます。このときの参加者が、一応、24名というふうに聞いてございますので、この方が来たときに、自分たちのもので分かるんじゃないかなというふうなことで、喜んでいただければというふうなことは聞いてございます。  
以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。  
実はそのイベント、私も参加しておまして、一緒に埋めるのにも参加させていただいてはいたしましたが、子どもたちが、オリンピック・パラリンピックがやってくるということで、こんなことを期待しているとか、

私はこんなふうに頑張りたいとか、様々そんなメッセージを書いて発表して、それをタイムカプセル入れたという経緯がありまして、その後、コロナのことがあったり様々なことがありまして、イベントで掘り起こすことができず、検討した結果、ここで披露するのがいいだろうって形になったというふうに理解しているところであります。そのときに関わった子たちが来てくれるといいなというふうに思っています。

鈴木委員。

鈴木委員 これ、次のタイムカプセルの計画とか、そういうのは考えていないんですか。

本多教育長 青少年課長。

篠碕青少年課長 今回の時点ではそういった計画はございませんですけども、また、そういった声上がるようであれば、検討して実施をしていきたいというふうに考えてはございます。

以上です。

本多教育長 当時はまだオリパラ推進課もない時期で、これをどうするかというので、企画課とかが中心になって進めてきた事業だったので、これ、青少年課がやってきた事業ではないので難しいところはあるかなと思います。が、よろしく願いいたします。

ほか、いかがでしょう。

安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。ちょっと確認なんですけど、コロナがもう5類になったといことで、ほぼ平常どおりなものかなと思いますと、以前はたしか青少年委員さんのほうがお声がけをして、コーヒー屋さんとか出店していただいたりして、マグカップとか配っていたりというような経緯があって、大人の入り口ということでブラックコーヒーを飲ませた、どう？ みたいな形もとてもいい取組だなと僕は思っていたんですけども、そういったものが復活するということはありますか。

本多教育長 青少年課長。

篠碕青少年課長 今回は、そういった、特にブース等のほうは設けておりませんので、ただ、やっぱり今、委員がおっしゃいましたように、そういった声があるようであれば、今後、検討していきたいというふうに考えてはございます。

本多教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
では、本報告を終了いたします。  
なお、ここで青少年課長につきましては公務のため退席いたします。

篠碕青少年課長 失礼いたします。

本多教育長 それでは、これより審議に入ります。  
日程第1、議案第30号 令和4年度江東区一般会計歳出歳入決算に関する意見聴取を議題といたします。  
事務局より説明願います。次長。

杉村教育委員会事務局次長 議案第30号 令和4年度江東区一般会計歳入歳出決算に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和5年9月8日。

提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

それでは、令和4年度江東区一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

資料の1、令和4年度江東区一般会計（教育委員会事務局）に基づきまして、御説明申し上げます。

1枚おめくりをいただき、1ページの令和4年度江東区款別決算総括を御覧願います。

4年度の区全体の歳入決算額は、2,415億8,271万2,905円。歳出決算額は2,332億267万580円で、差引き収支は83億8,004万2,325円の黒字となっております。

次に、教育委員会事務局に係る決算について御説明申し上げます。2ページ、歳入歳出決算総括をお開き願います。

歳入決算額は57億9,474万3,699円で、予算額に対する収入率は99.9%でございます。また、最終決算額は408億7,926万1,350円で、執行率は96.9%でございます。

続きまして、3ページから5ページまでの歳入事項別明細書を御覧願います。こちらは、教育委員会事務局の歳入各項の内訳について、記載されたものとなっております。

次に、6ページの歳出事項別明細書を御覧願います。6ページから最後の32ページまでは、教育費の歳出についての明細となりますが、主な歳出について順に御説明申し上げます。

第1項、教育総務費の決算額は182億7,162万9,501円で、執行率は97.6%でございます。

第1目教育委員会費は、教育委員会委員の人件費及び委員会の運営に要した経費でございます。

第2目事務局費は、教育委員会の事務に従事する職員の人件費及び運営に要した経費でございます。

10ページをお願いいたします。

右説明欄下段の事業7 オリンピック・パラリンピック教育のレガシー活用事業では、東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを未来へつなぐため、小学生ボッチャ大会やパラリンピアンによる心の教育事業等を実施いたしました。

12ページをお開き願います。

右説明欄中段の事業1 日本語指導員派遣事業では、母語による日本語指導時間数の上限引上げを必要としている児童が多くいる実情を踏まえ、派遣回数を12回から16回拡充いたしました。

13ページを御覧願います。

右説明欄中段、事業費2 エンカレッジ体験活動事業では、不登校児童生徒等を対象にした体験活動として、ボッチャ体験を開始いたしました。また、その下、事業3 スクールカウンセラー派遣事業では、学習、しつけ、いじめ、不登校などに関する相談要望の増加及び相談内容の複雑化に伴い、小中学校、義務教育学校への1回当たりの派遣時間を4時間から6時間といたしました。

14ページを御覧願います。

第4目教育センター費は、教育センターの管理運営に要した経費でございます。

15ページを御覧願います。

第5目放課後支援費は、放課後事業等に要した経費でございます。

右説明欄中段の事業1 放課後子どもプラン事業では、江東きつずクラブ東川の民営化を実施したほか、きつずクラブ職員の処遇改善を実施いたしました。

16ページを御覧願います。

右説明欄中段の事業2 私立学童クラブ補助事業では、私立学童クラブ職員の処遇改善を実施いたしました。

第6目放課後支援施設建設費は、包括支援施設の整備、改修等に要した経費でございます。

続きまして、第2項小学校費です。決算額は118億8,127万8,143円で、執行率は96.2%でございます。

第1目学校管理費は、小学校の運営に従事する職員の人件費及び管理運営に要した経費でございます。

18ページを御覧願います。

右説明欄中段の事業3 小学校副読本支給事業では、環境教育副読本及びリサイクル副読本について、タブレット端末で使用できるよう電子

化を実施いたしました。

19ページを御覧願います。

右説明欄下段の事業2 小学校教育情報化推進事業では、国の実証事業の対象外となった学校へ学習用デジタル教科書を導入し、全小学校等で事前検証を実施いたしました。

20ページを御覧願います。

第2目教育振興費は、就学が困難な児童の保護者に対する援助経費及び特別支援学級等の就学奨励に要した経費でございます。

第3目学校給食費は、学校給食の運営に要した経費でございます。

右説明欄下段の事業1 小学校給食運営事業では、食材料費の高騰に伴い、米購入費の一部を負担する緊急支援を実施いたしました。

21ページを御覧願います。

第4目学校保健費は、教職員、児童の健康診断及び保健衛生に要した経費でございます。

第5目学校施設建設費は、小学校の整備改修等に要した経費であります。

22ページを御覧願います。

第3項中学校費です。決算額は69億8,168万8,193円で、執行率は96.2%でございます。

第1目学校管理費は、中学校の運営に従事する職員の人件費及び管理運営に要した経費でございます。

第2目教育振興費、第3目学校給食費、第4、学校保健費の内容は、小学校費とほぼ同等でございます。

第5目学校施設建設費は、中学校の施設改修等に要した経費でございます。

27ページを御覧願います。

続きまして、第4項校外施設費でございます。決算額は3,890万1,354円で、執行率は93.5%でございます。

第1目校外施設管理費は、日光高原学園の維持管理に関する管理運営に要した経費でございます。

続きまして、第5項幼稚園費でございます。決算額は15億4,687万3,098円で、執行率は94.8%であります。

第1目幼稚園管理費は、幼稚園の運営に従事する職員の人件費及び管理運営に要した経費でございます。

30ページを御覧願います。

右説明欄中段の事業2 私立幼稚園等運営費扶助事業は、私立幼稚園の教職員に対する処遇改善補助金の算定方法や補助率を変更し、補助を増額いたしました。

続きまして、第6項社会教育費でございます。決算額は21億4,104万1,585円で、執行率は98.3%であります。

第1目社会教育総務費は、社会教育に従事する職員の人件費及び家庭教育等に要した経費でございます。

31ページを御覧願います。

第2目図書館費は、図書館の管理運営に要した経費でございます。

右説明欄中段の事業1 図書館管理運営事業では、こどもプラザ図書館を開設したほか、こどもプラザ図書館において、全児童生徒へ配布したタブレット端末が使用できるよう、Wi-Fi環境を整備いたしました。

32ページを御覧願います。

第3目社会教育施設建設費は、こども図書館改築事業及び深川図書館、東雲図書館改修事業に要した経費であります。

以上、説明を終わらせていただきます。

本多教育長 これらについて質疑願います。  
鈴木委員。

鈴木委員 ちょっと2点だけ教えてください。19ページの学校管理費の小学校教育情報化推進事業、これは先ほどのお話では、対象でない学校に対してシステムですか、パソコンを配布したということですが、具体的にはどの学校だったのでしょうか。

本多教育長 学務課長。

賀来学務課長 デジタル教科書の設置のお話でよろしいでしょうか。

鈴木委員 この事業はデジタル教科書のことなんですか。

賀来学務課長 そうです。国補助の対象となっていない学校について、デジタル教科書の配置設定を行ってございます。

鈴木委員 対象になるのとならないのというのは。

賀来学務課長 国補助の規定が、全校の半分程度だったと思います。国補助を用いまして、このデジタル教科書の設定を行っていますが、国補助の対象となっていないところについては、区の持ち出しでやりましょうという話になっていますので、そこを予算措置したというお話です。

本多教育長 鈴木委員。

鈴木委員 そうすると、国の補助金があって、それで、学校数を割ってみると賄

えないので、賄えないところは区の予算を入れたということでしょうか。

本多教育長 学務課長。

賀来学務課長 そのとおりでございます。

本多教育長 国の予算配分では全校に行き届かなかったんです。本区では、やっぱり公平性ということがあったので、区として予算をつけて、全ての子どもたちが使えるようにしていくという部分で、デジタル教科書についてはそういう考え方です。

鈴木委員。

鈴木委員 27ページの日光高原学園の運営管理事業なんですけど、これ、視察させていただいて、すごくきれいになって、いいなと思いました。その後、昨年ですが、予定どおりそれぞれの学校が行けて、問題なく運営できたのか、それと、使ってみて、校長先生や子どもたちから、ここはちょっとこうしてほしいみたいな、また新たな要望があったのか、その辺、ちょっとお聞きしたいんですけど。

本多教育長 学務課長。

賀来学務課長 コロナ明けということもありまして、その前の年は1泊2日という実施でやって、4年度につきましては2泊3日、レギュラーの日程でやりましょうということで、おおむね大体日程どおり行けたかなといったところでございます。

御意見としてありましたのは、やはりコロナ禍からの復旧というか、事業開始でもあったので、やはり運営上、学校側のリクエスト、例えば朝、食堂を集会場にして使いたいとか、そういった細かな御要望がたくさんあったんですけども、現場でなかなかすぐ応えられなかったという部分があったので、そういった部分を今年度改善していけたらと考えてございます。

以上でございます。

本多教育長 ほか、いかがでしょうか。

安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。

2ページ目の教育委員会事務局の歳入歳出決算総括の表で、歳入の部の予算と決算の差額みたいなものを確認させていただくと、15番の都の支出金額の中の2番、都の補助金のところが想定より4,400万ぐ

らい少なかったよという話だと思うんです。これって、4ページにその明細といいますか、決算額の概要として様々な補助金がすごくたくさんあるなというのを勉強させてもらったんですけど、これだけだと、具体的に何がそんなに減らされていたのか、それとも想定と違ったのかが分からないんですが、何か御説明いただけないでしょうか。

本多教育長 今、説明があったところ、細かく言うと、4ページのところに都補助金というところも書いてありまして、そこに、これだけ減額されているというので右側に項目がたくさん書いてありますので、その中で多いところ、いいですか。

次長。

杉村教育委員会事務局次長 今回、こちらの補助金については、いろいろな事業の補助金が全部集まっているという形になっています。当初予算上では、一応、計算できる一番マックスの補助金の最高額全体を入れるわけですが、実際に補助される場合には実績値になりますので、その実績値の差がこのマイナスという形になってくるという形になってございます。ですので、それぞれの事業が、それぞれ実績に伴ってマイナス算定、幾ら幾らというふうになってきていますので、いろいろ積み上げてくるとという形になりますので、今、細かく数字を出すことはできませんけれども、各補助金の対象となる事業の実績値の集まったのがマイナスになっているというふうに御理解いただければと思います。

本多教育長 学務課長。

賀来学務課長 その都補助で、4ページの右側の項目の中で、金額として大きいのはやはりデジタル利活用支援員の配置とか、その辺りが実績ベースになったときに動いてきた金額が、委員御指摘の金額につながっている部分もあるのかなと考えています。特定の4,400万の内訳というものがここですぐに出すのは難しいんですが、基本的には、都補助として金額が大きいものが実績精算となったときに差が出てきて、トータルとして4,400万円になっているという形なのかと思います。

以上でございます。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。

僕も別に細かく言えと言っているつもりではなくて、想定しているこの補助金が、特別ちょっとこっちの想定とかみ合ってなくて、条件とか、それでもらえなかったとかで、そこだけガクンと減ったということ

ではなくて、それぞれもらっているんだけど、その積み上げの結果、こうなったよという理解で合っていますでしょうか。

本 多 教 育 長 次長。

杉村教育委員会事務局次長 おっしゃるとおりでございます。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。  
いかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
では、お諮りいたします。日程第1について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。  
次に、日程第2 議案第31号 令和5年度江東区一般会計補正予算(第4号)に関する意見聴取を議題といたします。  
本案について、事務局より説明願います。  
次長。

杉村教育委員会事務局次長 議案第31号 令和5年度江東区一般会計補正予算(第4号)に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和5年9月8日。

提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

それでは、補正予算(第4号)について御説明申し上げます。資料2-1を御覧願います。

1枚おめくりいただきまして、1ページの令和5年度江東区一般会計補正予算(第4号)総括を行っております。今回の本区全体の補正額は58億1,908万2,000円の増額で、補正前の額に対しまして2.41%の増となっております。

歳入増の主なものは、第19款繰越金43億1,475万8,000円であります。

歳出は、第9款都支出金が最多で、25億4,820万6,000円。続いて、第2款総務費、そして、第3款民生費の順となっております。

次に、教育委員会事務局に係る予算の補正について御説明申し上げます。

2ページの歳入歳出予算総括を御覧願います。歳入は1,463万9,000円の増額、歳出は8,997万円の増額となっております。

次に、歳入について御説明を申し上げます。3ページ、歳入事項別明

細書を御覧願います。

第15款都支出金、第2項第6目教育費補助金。私立幼稚園等における送迎バス等安全対策支援事業補助金は、私立幼稚園における安全対策経費の補助のため、増額するものでございます。また、区市町村立学校における送迎バス等安全対策支援事業費補助金は、区立幼稚園における安全対策用物品の購入、設置のため増額するものでございます。

続いて、歳出について御説明申し上げます。4ページからの(3)歳出事項別明細書を御覧願います。

第7款教育費、第1項教育総務費、第5目放課後支援費の事業費、事業1 放課後子どもプラン事業では、川南幼稚園跡地の一部をきつずクラブB登録として活用するため、トイレ改修、ロッカーの設置などの改修工事を行い、冷蔵庫などの備品や机や椅子などの消耗品を購入いたします。

5ページを御覧願います。

第2項小学校費、第1目学校管理費の事業1 小学校特別支援教育事業につきましては、小学校特別支援教室の拠点校増設に伴い、机、ロッカーなどの備品や自転車、教材等の消耗品を購入するものでございます。

その下、第3目学校給食費の事業1 小学校給食運営事業につきましては、一定以上の障害等を持つ児童については、本人、保護者の意向とは別に、身体的事由等により特別支援学校への入学を決めざるを得ないことから、区立学校で実施される教育費の無償化と同等の経済的支援を実施いたします。

6ページを御覧願います。

第3項中学校費、第1目学校管理費、事業1 中学校特別支援教育事業及び第3目学校給食費の事業1 中学校給食運営事業につきましては、小学校費と同様の内容となっております。

7ページを御覧願います。

第5項幼稚園費、第1目幼稚園管理費の事業1 幼稚園管理運営事業は、区立幼稚園におけるこどもの置き去り、見失い、飛び出し等の事故を防止するために、必要な安全対策用備品を購入、設置するものでございます。

その下、事業2 私立幼稚園等運営費補助事業は、私立幼稚園が実施する施設外及び施設内活動時の置き去り、見失い、飛び出し等の事故防止対策について、施設が負担した費用を補助いたします。また、保育、高齢者施設等を同様に、物価高騰対策として、私立幼稚園等に対して運営費用の一部を補助いたします。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。

本多教育長 これらについて質疑願います。  
本田委員。

本 田 委 員 すみません、ちょっと知識不足で申し訳ないんですが、特別支援学校の給食費無償化になったのはすごくよかったなと思うんですけども、そもそも何で特別支援学校と一緒に無償化にならなかったのか、教えていただけますか。

本 多 教 育 長 学務課長。

賀 来 学 務 課 長 当初の学校給食無償化の考え方というのは、区が区の責任として設置している区立学校について出す給食について無償化しましょうといったものです。特別支援学校については、本来の考え方であれば東京都、国立であれば国ということで、そういったそれぞれの管理者が責任を持ってやるべきという考えから、当初は外れていたというところでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 本田委員。

本 田 委 員 逆に言うと、区の判断でできるということなんですね。

本 多 教 育 長 学務課長。

賀 来 学 務 課 長 区が独自に動いて、保護者様と連絡を取って行うような形になりますので、あまり学校を通じてということは、動きとしてはなかなか難しい形になってくると思います。区立であれば学校を通じた対応ができますが、都立の場合ですと、なかなかそれが難しいので、じかに連絡を取り合って、確認しながら支給をするという形になると思います。

以上でございます。

本 多 教 育 長 基本的には、先ほど学務課長が説明した設置者という形なんですが、先ほど説明にもありましたけれども、本来、区立学校に行きたかったけれども、障害の状況もあり、就学相談を受けた上で都立の特別支援学校に行かざるを得なかったというところもあり、区としてそのところについては配慮しましょうという部分で、今回、区からの給食無償化をそこまで広げるという形に検討したという形で御理解いただければ。

学務課長。

賀 来 学 務 課 長 区立学校の場合、給食の提供によって無償化をするということなんですけど、この特別支援学校についてはそれができません。お金のほうをそれぞれの保護者の方に振り込むという形で補助することになります。

以上です。

本多教育長 よろしいでしょうか。  
ほか、いかがでしょうか。  
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。  
ちょっと今の本田委員の御質問にちょっと追加でなんですけど、結局、お金で補助するよって、对学校って意味では都とかだったりするので、できないので個別対応ですというお話だったと思うんですけど、ということは、区内に在住の特別支援学校に通う児童生徒が対象ということになりますか。

本多教育長 学務課長。

賀来学務課長 区内に在住のお子さんが特別支援学校に行っているという状況についてフォローするという形になっています。  
以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。  
ほか、いかがでしょうか。  
安部委員。

安部委員 すみません、私も勉強不足で申し訳ありません。今回の一般会計補正予算というのは、当初予算案として出していたもの以外で、想定から外れたというかというか、部分に対してお願いをするという意味合いで合っていますでしょうか。

本多教育長 事務局次長。

杉村教育委員会事務局次長 おっしゃるとおりでございます。補正は、緊急的に行うものという形で、当初の中では想定されなかったこと、また、緊急的に対応しなければいけない場合、そういった場合によく組むので、予算としてお願いすることがございます。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。  
そういった意味では、例えば川南小学校さんなんかの事案というか、ものは、前倒しになっている事案とかという、ちょっと理解できるんですが、区立幼稚園の安全対策物品の購入ですとか、私立幼稚園への補助

というのはある程度想定できたんじゃないかなとちょっと思うんですけど、その辺はどういった経緯なんでしょうか。

本多教育長 学務課長。

賀来学務課長 これは、東京都の補助がつく事業となっております、その補助金のタイミング、期限があるんですが、そういったところを見計らいながら事業化を考えているものでありますので、当初として計上が間に合わなかったものもございますので、そういった経緯でずれ込んでいるという部分もあります。

以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

安部委員 はい。ありがとうございます。

本多教育長 ほか、いかがでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第2について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第3 議案第32号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取を議題といたします。

本案について、事務局より説明願います。

次長。

杉村教育委員会事務局次長 議案第32号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和5年9月8日。

提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一郎。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

本多教育長 庶務課長。

星名庶務課長 それでは、私のほうから議案第32号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。資料3をお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める国の政令が、今回、改正になりまして、その該当する区の公務災害補償の限度額、こちらを改正するものでございます。

改正内容でございますが、項番2（1）から（4）に記載のとおり、学校医等が公務災害によって常時介護を要する状態となった場合、または随時介護を要することになった場合の補償限度額を、それぞれパターンごとに決められている額の限度額を政令に準じて改正をするというものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和5年4月1日以降の公務災害において適用するものでございます。

なお、本区においては、これまで学校医等の災害の発生の例はございません。

また、2から3ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照願います。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、決定いただきますようお願いをいたします。

本 多 教 育 長 これらについて質疑願います。  
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。  
基本的には、国の政令の一部が改正になったので、それに連動するということだと思うんですけど、江東区独自で何か色を加えたとか、そういった事情はありますか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

星 名 庶 務 課 長 こちらにつきましては、基本的には国の政令もしくは東京都の給与と連動しているという形でございまして、区独自のものはございません。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。  
それでは、お諮りいたします。日程第3について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。  
次に、日程第4 議案第33号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取、日程第5 議案第34号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則、日程第6 議案第35号 江東区立幼稚園教育職員の住居

手当に関する規則の一部を改正する規則、日程第7 議案第36号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取、日程第8 議案第37号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則は、いずれも互いに関連する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。

本案について、事務局より説明願います。

次長。

杉村教育委員会事務局次長 議案第33号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取、議案第34号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則、議案第35号 江東区立幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則、議案第36号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取、議案第37号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、上記の議案を提出する。

令和5年9月8日。

提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一郎。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

本多教育長 庶務課長。

星名庶務課長 それでは、議案第33号から第37号について、一括して御説明をいたします。

これらの条例規則の改正の趣旨でございますが、パートナーシップ制度に基づくパートナーシップの相手方につきまして、給与及び勤務時間、休暇等におきまして配偶者と同等の取扱いをするためのものというところでございます。

まず、私から給与に関する部分について御説明をいたします。

ここで、まず、資料4を御覧ください。

2の改正内容でございますが、職員に支給します扶養手当につきまして、支給の対象となる親族の範囲にパートナーシップの相手方を加えるというところとともに、②に記載のとおり、現在、経過措置として実施している特例措置につきましても、同様にパートナーシップの相手方を加えるというところでございます。

恐れ入ります。次に資料5を御願います。

こちらにつきましては、条例の改正に伴って規則を改正するというと

ころでございまして、項番1(2)に記載のとおり、現在使用しております扶養手当に係る様式につきまして、「配偶者」と記載のある部分を、パートナーシップの関係の相手方を含めるように「配偶者等」と改めるものでございます。

続きまして、資料6を御覧ください。

こちらは、住居手当に関する規則でございます。こちらも、項番1(2)に記載のとおり、パートナーシップ関係の相手方が含まれることが明確になるように、「家族」という文言を「世帯の構成員」に改めるというものでございます。

資料にそれぞれ新旧対照表をおつけしておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

また、施行日につきましては、令和5年11月1日としてございます。私からは以上です。

本多教育長 指導室長。

飯塚指導室長 続いて、資料7、8を御覧ください。

こちらの条例規則の改正についても、パートナーシップ制度に基づくパートナーシップの相手方について、配偶者と同等の取扱いをするためのものです。主な改正点としては、「配偶者」の文言の後に、「又はパートナーシップ関係の相手方」との文言を付け加えます。また、各様式の文言についても同様に改めます。

この施行期日は、同じく令和5年11月1日です。

説明は以上です。

本多教育長 本案について、質疑願います。

よろしいでしょうか。

安部委員。

安部委員 ご説明ありがとうございます。

ちょっと確認なんですけど、令和5年の11月1日に施行されるとすぐに、申請すれば適応、確認が通れば認められるということになるかと思うんですけど、区内でももうそういう想定というかはあったりするものですか。

本多教育長 庶務課長。

星名庶務課長 具体的にどの方該当するかというのは、全く個人情報でもありますので把握はできていないという状況でございます。したがって、11月1日施行に合わせて、職員のほうにはこういう改正がありましたとい

うことはお伝えをいたしまして、該当者については申請書類等を提出していただくという形でございます。

実は、東京都のほうが既に同様の制度を始めてございまして、東京都のいわゆる教職員については、昨年、周知をしたというところでございます。今回はあくまで区の条例ということですので、教育委員会で対象になるのは幼稚園教員という形になります。

ただ、申請に関しては、なかなかちょっと慎重に取り扱わなきゃいけない部分もございまして、アウトティングですとか、そういった形にはならないようにというような注意喚起につきましては、事務方のほうには伝えていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

本多教育長 よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第4、日程第5、日程第6、日程第7及び日程第8について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第9 議案第38号 図書館の指定管理者の指定に関する意見聴取を議題といたします。

本案について、事務局より説明願います。

次長。

杉村教育委員会事務局次長 議案第38号 図書館の指定管理者の指定に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和5年9月8日。

提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

本多教育長 江東図書館長。

榎本江東図書館長 それでは、議案第38号 図書館の指定管理者の指定について御説明いたします。資料9を御覧ください。

1の施設の名称、指定管理者候補者、指定期間でございますが、今回対象となる施設は、豊洲、古石場、亀戸、砂町の各図書館の指定期間の満了に伴う再選定と、令和6年3月に新たに開設予定の有明こども図書館の新規選定で、合わせて5館となります。

指定管理者候補者は、株式会社ヴィアックスとなりました。



本 多 教 育 長 江東図書館長。

榎本江東図書館長 まず、株式会社ヴィアックスにつきましては、今回、再選定を行う4館の現在の指定管理者でございます。

今回、応募事業者が、申込み事業者1法人ということでございますけれども、資料の2ページの4の応募状況にございますとおり、募集の説明会をまず行いまして、そちらには4法人、その後、施設の見学会、実際の図書館を見ていただく機会を設けまして、そちらには3法人の参加がございました。この3法人につきましては、株式会社ヴィアックスを含むほか2法人でございますけれども、いずれも他の自治体で図書館の指定管理者の実績のある法人でございます。

最終的に、申込み事業者1法人でございましたけれども、選定の過程において、1法人のみの申込みであるということは基本的には公開されておりませんので、そういう意味では、この申込み事業者1法人は、競争というか、その法人の中ではそういった意識はあったものと考えているところでございます。

また、今回、有明こども図書館合わせて5館の指定管理を募集したところでございますけれども、区内の図書館につきましては、豊洲図書館ほか3館は、4館を一つのグループとして指定管理者になっていますけれども、そのほかも4館を、一つのグループとして別の指定管理者によって運営されているものでございまして、こちらについては、指定管理者導入の際に、ある程度、グループ分けを行いまして、法人にとってある程度スケールメリットが生かせること、なおかつ、グループを複数設けますので、その事業者間では切磋琢磨してサービスの向上に努めていけると。そういう判断で指定管理者のグループ分けをしているところでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。

すみません、最後、ちょっとよく分からなかったんですけど、グループ分けというのは、施設の地域ごとにある程度グループを分けて一旦は出した、公募しているということですか。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

榎本江東図書館長 委員おっしゃるとおり、区内、現在11図書館ございますけれども、指定管理館は9館ございます。そのうち、指定管理者を導入するには8館ございましたけれども、4館ずつに分けました。こちらについては、

地域ですとか、あとは、図書館の規模が同じような規模になるように、4館、4館で2つのグループを設定したというところでございます。

本多教育長 よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第9について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

これより報告事項に入ります。

報告事項2 包括外部監査の実施についてを説明願います。

庶務課長。

星名庶務課長 それでは、報告事項2 包括外部監査の実施について御説明をいたします。資料の11をお願いいたします。

包括外部監査につきましては、地方自治法に定められておまして、区の監査とは別に、公認会計士等が、その専門的な視点から区事業の財務事務について監査をするというところのものでございます。今般、項番2の表に記載のとおり、監査対象案件といたしまして教育委員会の所管でございます生涯学習支援事業における財務事務となったところから、今回、教育委員会で報告するというものでございます。

監査の範囲につきましては、項番3に記載のとおり、区の政策、生涯にわたり学習できる環境の充実を中心とした図書館関連事業とか生涯学習支援事業という形となっております。

監査日程につきましては、既に監査は始まってございまして、11月初旬までが書類監査、もしくは実地監査というところになってございます。その後、2月から3月に取りまとめまして、区長、区議会等への報告がでございます。

監査人、補助者につきましては記載のとおりでございます。

また、監査の結果が出ましたら、その結果につきましては、教育委員会で御報告を差し上げたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。

よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項3 使用料等の7回目の特例的措置についてを説明願います。

学務課長。

賀来学務課長　それでは、資料12-1を御覧いただければと思います。使用料等の7回目の特例的措置についてでございます。

まず、項番1の特例的措置の延長の内容でございます。こちらについては、令和2年10月1日に予定しておりました区貸出し施設の使用料の値上げについては、コロナウイルス感染症の流行による施設利用制限等の状況を勘案しまして、本年9月末まで改定前の金額に据え置くとされておりますが、感染の動向等を注視する必要がある現状を踏まえ、7回目となる特例的措置を実施することで、来年3月末まで据置期間を延長するものでございます。

2番の対応方針の1の各施設の対応ですが、こちら、減額するための対応方法としてはこれまでと同様となっております。

各施設の対応のところは　　しますが、2番の利用者等の周知でございます。ホームページの掲載や区報の掲載、施設各施設における掲示等を予定しているところでございます。

(3) その他でございますが、令和6年4月1日からの利用分からは改定料金の適用を予定しているところでございます。

令和5年度予算への対応につきましては、今定例会で計上します補正予算(第4号)にて実施を予定しているところでございます。

教育委員会の対象施設でございます。3番でございます。こちらについては、豊洲西小学校プール・トレーニング室、教育センター、歴史文化施設、青少年交流プラザなどでございます。

簡単ですが、御報告は以上になります。

本多教育長　本件について質疑願います。

よろしいでしょうか。

安部委員。

安部委員　ありがとうございます。

何となく、団体、個人関わらず御自身の意思で御利用されているというものになりますので、基本的には受益者負担といえますか、という原則というのはやっぱり守るべきなのかなというふうに考えています。もともと、この資料を見ますと、本区独自の支援策ができないかという検討を行った結果、こういうことをしてくださっているという意味で、5類になった今、このタイミングでまた継続してしまうと、もう戻すタイミングがあるのかなというのが、ちょっと疑問が湧いてしまっていて、その辺は堂々とやるべきタイミングではやっていただきたいなと。財政負担してまでやるのがどうかというのは、御検討いただきたいと思っています。

他区の動向とかも勘案されているのかなと思っているんですけども、もし実績などが、この結果に至ったエビデンスとしているのであれば教

えてください。

本 多 教 育 長 学務課長。

賀 来 学 務 課 長 先ほどおっしゃっていただいた受益者負担が、基本的にあるというのは間違いないと思っております。4月1日からの利用につきましては、基本的には改正後の料金適用としてはあるんですが、ただ、今後のコロナの動向、あとは、その他感染症の可能性もあるというところで、この後、各施設においてこういった制限が発生してくるか不明な部分はまだあるというところで、今回、延長させていただいているというところがございます。

戻すタイミングは、これから全庁的な検討がなされるところでありますが、他区の事例については、私も勉強不足なところがございますので、そこはまた情報共有を後でさせていただければと存じております。

以上でございます。

本 多 教 育 長 ほか、いかがでしょう。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項4 令和5年度夏季休業中の幼児・児童・生徒の状況について説明願います。

指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 それでは、資料13を御覧ください。

まず、1、学校（園）の教育活動に関わる事故・けが等についてですが、大きな計画等については中学校で6件ございました。内訳は、骨折が4件、脱臼が1件、裂傷が1件です。いずれも部活動中のけがでした。熱中症については、小学校で1件、中学校で1件です。小学校は夏季水泳指導後、中学校は部活動中のもので、いずれも軽度のものです。

次に、2、学校行事等です。宿泊行事については、小学校5年生が参加する林間学校、臨海学校です。全校が実施しました。中学校では、1校が学校での防災訓練として宿泊体験を実施しました。また、中学校の生徒、海外短期留学は4年ぶりに実施し、7月22日から8月1日までの11日間、41名が参加しました。

次に、学校（園）の教育活動外での事故・けが等についてです。交通事故は4件。いずれも幸い大きなけがはありませんでした。

次に、けが等は、骨折が19件、入院が1件、救急搬送1件となっております。熱中症は2件報告があり、救急搬送されたものの、程なく回復したとのことでした。

その他の事故や問題行動等として、家出等4件の報告がありましたが、いずれも既に対応済みとなっております。

報告は以上です。

本多教育長 本件について質疑願います。  
よろしいでしょうか。  
では、本報告を終了いたします。  
続いて、報告事項5 専決処分した事件の報告について（事故の損害賠償額の決定）を説明願います。  
教育支援課長。

木内教育支援課長 資料14を御覧ください。  
令和5年5月22日、区立東砂幼稚園において、砂場で片づけを終え、足を洗った幼児の衣服が砂と水で汚れていたため、学級担任が砂で汚れた当該幼児の着替えの援助を始め、汚れた衣服を脱ぐために当該幼児の眼鏡を外して床に置いていたところ、その後、当該幼児の着替えの援助に入った学習支援員が、床に置かれた眼鏡の上に脱いだ衣服がかぶさっていたことに気づかず、眼鏡の部分に膝をついて破損しました。けがはありませんでしたが、眼鏡のフレームが曲がり、レンズとの接続部の部品が破損しました。フレームを作り直すなどの修繕により、6,600円がかかりました。  
つきましては、再発防止に向け、幼児が眼鏡を外した際の取扱いについて、各園で改めて確認、共通理解を図るよう、周知しているところです。  
報告は以上です。

本多教育長 本件について質疑願います。  
よろしいでしょうか。  
では、本報告を終了いたします。  
続いて、報告事項6 第三次江東区こども読書活動推進計画の進捗状況についてを説明願います。  
江東図書館長。

榎本江東図書館長 それでは、報告事項6 第三次江東区こども読書活動推進計画の進捗状況について御説明いたします。資料15を御覧ください。  
図書館では、令和4年3月に第三次江東区こども読書活動推進計画を策定し、こどもの読書環境に充実に取り組んでおります。今回、第三次計画の初年度に当たる令和4年度の取組実績を御報告するものでございます。  
1、計画の内容につきましては記載のとおりでございますが、計画期間につきましては、令和4年度から令和7年度までの4年間となっております。

2の区が目指すこども読書のかたちでございますが、本計画では、全体目標を、「こどもたちが本に親しみ、豊かな未来を生きる力を身に付ける」としております。この全体目標の下、(1)から(3)に記載のとおり、乳幼児や小中学生等の対象別に本や読書との関わりについて定めているところでございます。

各種取組の進捗状況でございますけれども、3番の令和4年度の実績でございます。こちらには主な取組実績を記載してございます。

本計画では、先ほど御説明した全体目標のほか、3つの取組方針を定めており、その方針ごとに各施策に取り組んでおります。まず、方針1「一人一人に寄り添った、読書の質を高める支援」では、年代別の図書館お薦め本のブックリストの作成及び配布や、子育て世帯に向けた情報発信のほか、乳幼児の保護者等を対象として読み聞かせ講座を実施しました。また、学校での授業や調べ学習に対しては、図書館や学校司書による相談や資料の提案を実施したところでございます。

次に、方針2「読書意欲を高める環境の整備」では、昨年5月、こどもプラザ図書館を開設しまして、様々なイベントや講演会等を実施するとともに、館内に1人1台端末が自動接続できるWi-Fi環境を整えたところでございます。

続きまして、方針3「読書活動推進体制の充実」におきましては、図書館で除籍した資料を学校や子育て支援施設等に提供し再活用を図ったほか、読み聞かせボランティアの継続的な養成のため、講演会や勉強会を開催するなど、地域のボランティアの方々との連携支援を行ったところでございます。

以上、令和4年度の事業の一部を御報告いたしました。取組実績の詳細や計画指標の実績につきましては別紙の表にまとめてございますので、後ほど御参照いただければと思います。

令和4年度につきましては、コロナ禍が一部緩和される中で、オンラインや非接触でのサービスも含め、おおむね計画どおりの事業を実施することができましたが、来館者数や利用者数についてはコロナ以前の水準までは回復していない状況も見受けられます。引き続き、図書館をはじめ、学校や関係各課において、本計画に基づく取組を推進してまいります。

説明は以上となります。

本多教育長 本件について質疑願います。  
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。

特に問題ないかなと思っておりますが、1点ちょっと確認させてほしいんですが、電子書籍、始まったと思うんですよ。自分も借りてみま

した。とても快適でした。どんどん充実させていただきたいと思うんですが、そちらの利用状況とか、今、進捗として何か答えられる範囲であれば、何かいただけないでしょうか。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

榎本江東図書館長 電子図書館の実績でございます。貸出しの件数で申し上げますと、まず、電子図書館サービス、7月10日に開始しまして、7月中の実績、貸出し実績としては6,595件の貸出しがございました。そのうち、小学生の利用が約6割を超えておりまして、こちらについては、専用IDを区立小中学校の児童・生徒に配布したというところの効果があったのかなというふうに考えているところでございます。

また、8月の実績につきましては、こちらも貸出し件数で申し上げると4,335件になってございます。若干7月より減っておりますけれども、こちらも高い貸出し実績かなというふうに認識しておりまして、小学生の割合55%程度というところでございます。

やはりサービス開始当初につきましては、いずれも書籍が貸出しになっていない状態でしたので、貸出しが回っている状況でございますけれども、導入当初の資料の点数が3,000程度ということで、若干まだ少ないところもございますので、一度借りたものについては、2週間はそのまま、貸出し中のままに基本的にはなりますので、7月に高い実績のところから、ちょっと緩やかに落ちているのかなというふうに考えているところでございます。

以上になります。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 すみません、ちょっと話し忘れちゃって申し訳ないですけど、電子書籍って、電子なんで、同じ本をたくさんの方が同時に借りてもいいのかなって思っていたんですけど、ライセンスとか何かの関係で、一度貸すと、あたかも紙の本と同じように貸せませんというものになっているような気がするんですけど、これはそういうものなんでしょうか。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

榎本江東図書館長 委員おっしゃるとおり、ライセンス等の問題もありまして、基本的には、私どものほうでは1書籍について1ライセンスを購入しているというところになっておりますので、1人の方が借りると、基本的には2週間、貸出し期間がございまして、返却等がなければ2週間は貸出し中のままになっております。ただし、予約自体はできますので、予約をし

ていただいて、返却後に貸出しを行うというような状況でございます。

本 多 教 育 長      そうじゃないのもあるよね。  
江東図書館長。

榎本江東図書館長      一部では、こども向け児童書になりますけれども、読み放題といいまして、複数の方が一度に閲覧できる資料も用意してございますので、予約をしていただきながら、その読み放題パックの書籍を読んでいただくことをお勧めしているところでございます。

本 多 教 育 長      安部委員。

安 部 委 員      教育長が定期的に出されているお手紙の中にも、教育長が読まれた本が数々掲載されています。僕も何冊かは電子書籍でそれを読ませてもらっているんですけど、非常にいいものがあるので、そういったものはできる限り優先して電子書籍に出していただいて、かつ読み放題に入れていただけるといいんじゃないかと思っておりますので、区独自の取組はぜひ頑張ってくださいと思います。よろしく申し上げます。

本 多 教 育 長      それは要望ということで。  
いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今回、第三次江東区こども読書活動推進計画の進捗状況ということで報告がありましたけれども、この計画を策定するに当たっても、こどもたちの意見を聞いて策定をしているところがあります。ぜひ進捗状況を見ていきながら、こどもたちの意見を拾いながら、こどもたちとのやり取りをしていくこともとても大事ななというふうに思っています。

また、不読率というところでは、小学生より年齢が上がっていったところのこどもたちのほうの不読率を何とかしなければいけないというところがありますけれども、何かそういったことで対策、考えていること、ありますでしょうか。

江東図書館長。

榎本江東図書館長      やはり計画策定時も、小学生高学年から中高生にかけていわゆる不読率が上がっている状況がございまして、こちらについては、やはり小中学生が、日頃活動している学校ですとか、そういった外部、図書館だけではなくて、そういったところとの連携が重要と考えてございますので、例えば高校生については、特に不読率が高いと。月に一度も読書をしていない高校生も多くなっている現状がございまして、高校とも連携をしたいと考えておりますし、あとは、先ほど御説明した電子図書館についても、やはり中高生にとっては身近に読書ができるものになっております

ので、そういった取組を推進していきたいと考えております。

本多教育長      ありがとうございます。

図書館に行くと、高校生が勉強していたりとか、そういった姿は多々見るんですけども、なかなか本を読むまでに至らないというところがあるので、そういったところについては、今後、図書館のほうでうまく働きかけを、ステップなどが工夫できればなというふうに思っています。

また、進捗状況について、今、図書館長のほうから報告ありましたけれども、よく御覧いただくと、各所管が全部書いてあるんですね。それぞれの所管に対して、僕は事前の働きかけを図書館のほうからもっと積極的にしてもらいたいなというふうに思っています。この進捗状況をまとめるのは図書館がまとめているんですけど、それぞれの所管が担当になっているわけなので、毎年毎年のように、これがここにありますから進めてくださいねということを理解させた上で、そこについての進捗状況を把握するということが必要だろうなと思っています。

私も所管課の職員をしていたときに、いつも結果だけ教えてくださいねって言われると、そのときにハッとすることってやっぱりあるんですね。なので、事前にこういった取組があるので、このところについて知っていてくださいねというところがあった上でのフィードバックという形にしていくことが、物事の進捗をしっかりと図っていくことだろうと思っています。

特に、例えば5ページのところにあります学校図書館の資料充実という項目ありますけれども、今回、ジュニア子どもみらい会議を開いていた中では、子どもたちの中から、図書館の本を増やしてほしいという声も結構ありました。そういった部分では、そういった声をどう生かしていくのかという部分を我々が考えていくことが必要で、図書館のほうでこれを総括しているわけですけども、所管のほう様々、これ、実は教育委員会事務局じゃないところの所管もありますので、そういったところとうまく連携を図って、さらに物事が進むように考えていただけるとありがたいなと思っていますので、図書館のほうではしっかり取組を進めてもらいたいと思っています。

それでは、本報告を終了いたします。

これより協議事項に入ります。

協議事項1 江東区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを審議いたしたいと存じます。

本件について事務局より説明願います。

庶務課長。

星名庶務課長      それでは、協議事項、江東区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について御説明をいたします。恐れ入りま

す。資料16-1をお願いいたします。

この点検評価でございますが、1に記載のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、教育委員会の権限に属する事務の執行状況については、毎年点検評価をするという形になってございますので実施しているというところのものでございます。これに基づきまして、区教委でも毎年点検評価を実施してございまして、本年度につきましても、2の(2)に記載のとおり、教育推進プラン・江東(第2期)における令和4年度の取組を対象として、項番3に記載の方々から成る点検評価委員会によりまして、点検評価を実施したというところでございます。

次に、点検評価の結果でございます。資料16-2を御覧ください。A3横のものでございます。

こちらに内容を取りまとめておりますので、評価委員会の意見について、主なものをこちらで御説明をいたします。点検評価委員会では、テーマごとに令和4年度の取組を記載のとおり説明をいたしまして、委員から意見をいただいたというところでございます。

初めにテーマ1「学び・育ち」についての意見でございます。左上のテーマ1「学び・育ち」につきましては、「確かな学び」「豊かな心」「健やかな体」の3つの施策で構成してございます。委員からは、施策1「確かな学び」につきましては、1人1台端末の活用等による教育の充実を評価する、教員のICT活用能力の向上を期待する、施策2「豊かな心」では、中学生による出前授業等の取組を評価するが、成果指標の目標値、いじめに対する成果指標ですけれども、100%じゃないというところについて、もっと高く設定して取り組むべきというところ、それと施策3「健やかな体」では、部活動指導員や地域と協力しながら運動の楽しさや喜びを感じられる環境を整備する必要があるというような意見をいただいたというところでございます。

続きまして、テーマに2「自分らしさ」についてでございます。右上テーマ2「自分らしさ」につきましては、「個に応じた教育」と「丁寧な相談」の2つの施策で構成してございます。委員からは、施策4「個に応じた教育」につきましては、特別な支援が必要なこどもの教育環境や相談体制の整備を評価する一方、教職員の負担を軽減も必要である、施策5「丁寧な相談」では、教育相談体制のワンストップ型にするとともに、専門機関が連携する体制の構築は評価をする、スクールソーシャルワーカーによるアセスメント強化やブリッジスクールでの学びの充実を期待するというような意見をいただいたというところでございます。

続きまして、テーマ3「環境」についてでございます。資料中央左のテーマ3「環境」では、「施設の整備・充実」と「安全安心・居場所づくり」の2つの施策で構成してございます。委員からは、施策6「施設の整備・充実」では、木質化の推進や区民意見を取り入れながらの学校

改築等が計画的に進められていることを評価すると。施策7「安全安心・居場所づくり」では、今後、きつずクラブの必要性が高まる可能性を踏まえ、さらなる取組の充実を期待する、学校内、通学時の安全確保の徹底、浸水、洪水なども視野に入れた防災対策への注力が必要であるとの意見をいただいたところでございます。

続きまして、テーマ4「つながり」についてでございます。資料中央右テーマ4では、「地域・家庭」と「学校・教員」「図書館・大学・企業等」の3つの施策で構成してございます。委員からは、施策8「地域・家庭」では、地域学校協働本部の活性化に向け、PTAとの連携の支援や情報発信等の推進が必要である、コミュニティスクールの全校設置に向け、先行事例なども参考にしながら具体的な取組に期待する。施策9「学校・教員」では、教員の質の向上とともに働き方改革の目標値の達成に向け、業務の見直しやICTの活用等を推進すべき。施策10「図書館・大学・企業等」では、読書への興味増進の取組や地域情報拠点として、様々なニーズに対するサービスの充実が必要であるとの意見をいただいたところでございます。

最後に、委員長の講評でございます。資料下段でございます。大きく3つに分けて講評をいただいております。まず、自ら考え学ぶ主体的な取組を重視した実践の成果といたしまして、自ら考え自ら学ぶ教育について様々な角度から推進されている。ICTの活用をし、確かな学びの定着が進められている。いじめ問題の解決について、児童生徒の主体的な取組を各学校、園で積極的に推進し効果を上げている。オリンピック・パラリンピック教育のレガシー事業についても重視し、多様性を認め合う教育について積極的に推進しているというところの評価をいただいたところでございます。

次に、自分らしさを発揮できる取組を重視した施策の推進といたしまして、電子申請サービスを活用した就学相談の申込みなど、区民ニーズに応じた取組等利便性の向上を評価する。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの支援を重視していることを評価するとともに、さらなる充実を期待する。不登校問題に対しての施策を推進していることは極めて重要と考えており、さらなる支援を進め解決を牽引する立場となることを期待するとの評価をいただいたところでございます。

最後に、区民の意見を丁寧に取り上げ、つながりを重視した施策の推進といたしまして、学校施設の改築に当たり、区民の声を丁寧に拾いながら、効果的に工事が進んでいることを大きく評価する。地域や学校と連携した取組により、図書館教育の充実が進められている。教員の働き方改革について積極的に取り組み、ICTの活用、業務の見直しなどが進められていることを高く評価するとの評価をいただいたところでございます。

区といたしましては、点検評価でいただきました意見を基に、教育施

策のさらなる推進に努めてまいります。

なお、資料16-3に報告書案、こちらを添付してございますので、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。よろしく協議方、お願いをいたします。

本多教育長 本件について、質疑願います。

鈴木委員。

鈴木委員 通学場所の話なんですけど、仮校舎です。今、私の地元、明治小学校なんで、最初から状況分かっているんですが、行きに集まって乗るところと、深川から南砂の前に、ところと、帰り、降りるところが全然違いますね、場所が。それは30メートルぐらいならいいだろうと思うけれども、かなり離れているということで、そこはいかがなものかなという意見もありましたけど、説明のときに。これ、かなりの距離を歩くんですよね。この辺こそ安全対策という面ではどうかなと、もう少しうまくいかないかなというふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

本多教育長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 点検評価の意見で出ていたわけではないんですけど、乗降場所について、かなりバスを運行させる以前から、地元の方ともご協議をさせていただいて、場所の設定をしているところでございます。行きと帰りで、帰りは1ルートで戻っていく形になりますので、若干、その辺りの設定が離れた状況になるところもあろうかとは思いますが、基本的には地域の方々ともお話をさせていただいて、安全が確保される中で運行しておりますので、そういった観点ということで御理解いただければと思います。

鈴木委員 皆さんの意見は、なぜ乗ったところで降りられないのという単純な話なんです。自宅から一番近いところで乗って、南砂へ行って、帰りは全然違うところで降ろされちゃうんで、明治小学校よりもはるかに遠いところで降ろされて、ずっと歩いて帰ってくるみたいなことがあるもんですから、その辺はうまくいかないのかなと思っております。

本多教育長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 帰りのバスにつきましては、最初、乗った場所で同じように降ろすということが、例えば間違っただけの場合にかなり離れた場所で降りるといった懸念もありまして、一応、一つのルートで帰っていくと、順番

にやっていくということを、今、対策として取っています。基本的にはそういう降車時の安全対策といいたししょうか、そういった観点で対応しているところでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長      ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。協議事項1について、承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長      御異議ありませんので、これを承認いたします。

当初予定しました案件は以上となりますけれども、本日は追加報告事項がございます。追加報告事項につきましては、議会及び関係諸機関との審議状況との関係があるため秘密会といたしたいと存じますが、御異議ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長      ただいま全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、追加報告事項は秘密会といたします。

それでは、追加報告事項1 江東きっずクラブにおける職員配置問題についてを説明願います。

地域教育課長。

笠間地域教育課長      それでは、私のほうから、江東きっずクラブにおける職員配置問題について御説明させていただきます。お手数ですが、資料17を御覧ください。

まず、順番が前後しますが、項番2の経緯を先に御覧いただきたいと思えます。この案件につきましては、去る7月21日に、産経新聞の電子版にて、新宿区において児童館などで勤務実態のない職員を加えた虚偽報告を理由に、項番1の(2)にございます運営事業者であります労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団に対しまして、指定管理を取り消した旨の記事が掲載されたと、このような発端がございます。

同事業団につきましては、本区においても児童館の指定管理や江東きっずクラブ事業の委託などを行ってございまして、7月27日に委員の皆様方には、杉村次長より、調査している旨をお伝えさせていただいているところでございます。本日は、その調査結果とともに、確認された事実等を報告させていただきます。

項番1の(1)の対象事業所についてでございます。江東きっずクラブ事業を委託しております事業所は、校内キッズクラブでは、きっずクラブ豊北、きっずクラブ三大、及びきっずクラブ浅堅の3か所、そして、校外きっずクラブは、きっずクラブ平野児童館、きっずクラブ豊洲三丁目、きっずクラブ浅間堅川の3か所で、計6か所を本区として委託して

いるところでございます。そのうち、記載にございますきっずクラブ豊洲三丁目、そして、きっずクラブ豊北及びきっずクラブ浅間堅川の計3か所において、職員の配置が適切になされておられませんでした。

項番1の(2)運営事業者についてでございますが、本部が、豊島区東池袋にございます労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団ということになってございます。同事業団は、全国に20の事業本部等を置きまして、約400の事業所で約1万人の従業員を雇用する全国展開している事業所でございまして、介護保険をはじめとした高齢者介護、また、コミュニティセンターや高齢者福祉センターなどの公共施設の管理運営、また、保育園、学童クラブ、児童館、児童デイサービスのなど、子育て支援なども行っている事業者となっております。

項番2の経緯についてでございます。先ほども説明させていただきましたとおり、7月21日の新宿における職員配置問題として指定管理を取り消した旨の記事によるものでございまして、7月24日に、本区を管轄いたします同事業団東京東部事業本部より、新宿区における経緯や状況、そして、全施設等を自主点検し、その結果を各自治体に報告する旨の説明を受けてございます。これを受けまして、7月25日、本区におきましても、同事業へ運営委託しているきっずクラブに対し特別検査を実施したところでございます。

項番3の区の特別検査等により確認された事実についてです。まず、検査対象期間としましては、平成30年4月から令和5年6月まで、5年3か月分を行っているといったところでございます。

この検査の結果といたしまして、先ほどもお話しさせていただきましたとおり、きっずクラブ豊洲三丁目、きっずクラブ豊北、そして、きっずクラブ浅間堅川の計3か所において、地域はそれぞれ異なるものの、勤務実態とは異なる勤務報告がなされている、職員数が区の配置基準を満たしていなかったことが判明してございます。同事業団にも改めてその旨を確認させましたところ、同事業団についても、この旨、認めたものでございます。詳細につきましては記載のとおりとなっております。

項番4の今後の方向性についてでございます。検査の結果、明らかな虚偽報告が複数確認されたことによりまして、同事業団は、令和5年9月6日に業務改善命令を発出したしまして、業務委託仕様書に沿った人員配置を早急に行うよう命じてございます。また、必要に応じて、人員配置における不正に当たる期間の人件費相当の委託費については、今後、精査の上、返還を求めることとしてございます。その他不正のなかった運営きっずクラブにつきましても、業務改善命令の中で注意喚起を行うといったところでございます。

今回の件で、次年度以降の契約継続について、本来であれば打ち切るべきという考えも一つございますが、実際に利用する児童への影響や、また、負担といったものを考慮しまして、今回は業務改善命令にとどめ

るものでございます。

このほか、同事業団につきましては、別途、江東区競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づきまして、今後、そちらのところの協議が行われる予定になってございます。

項番5の区としての体制整備についてでございます。今回の不正事案を受けまして、今後、こうした事案が二度と生じないよう、当面、兼務という形ではございますが、令和5年9月1日から、きっずクラブ内に放課後運営指導担当係長の職を設置いたしまして、きっずクラブの運営指導を徹底してまいる所存でございます。

なお、今後の予定でございます。先ほど教育長からのお話がありましたとおり、第3回定例会の文教委員会にこの旨を同じように報告いたしまして、こういった事実があったということを区のホームページに掲載する予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。  
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。

幾つか教えてください。最初の対象の事業者がきっずクラブ3つということで、ただ、このワーカーズコープ・センターは、平野児童館とか、ほかもやっているということだと思うんですけど、そちらは対象外というのは、教育委員会として対象外にただけで、ほかの部署ではちゃんと見ているかどうかということと、特別検査を開始したということについては、どなたが特別検査をされたのか。あと、現場のタイムカードって、いまだに昔ながらのガチャという感じのタイムカードのことをおっしゃっているのか、教えていただけないでしょうか。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 今、まず1点目、児童館や福祉会館、その他の事業所につきましては、これは各所管が担当しておりまして、同じように検査をしております。不正が見つかりましたのはこのきっずクラブだけということで、あとはちょっとしたミスがやはり幾つかあったということでございます。

そして、タイムカードの件につきましては、たまたまこの事業者は昔ながらのガチャというタイムカードを使っていたということでございます。ある意味、私どもも調べるのがカードがあればやりやすかったと思います。これ、電子操作ができるものと、なかなか隠蔽するのも簡単でして、逆に私どもも見つけ出すのが難しいといったこともありますので、幸いなことに昔ながらのものでございました。

それと、特別検査の実施者でございますが、基本的に担当係長のほうが行っておりまして、場合によって、私のほうも書類等は見させていただいたという。最終的には次長の、事務局的には次長判断もいただいた上で、今回、こういう結果にさせていただいたといったところでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。

タイムカードの件なんですけど、今、たしか学校の先生とかはパソコンでそのまましか管理できているので、逆に不正できないんじゃないかと思うんですよね。タイムカード、ガチャんだと、1人の人が2人分押すことができるんですよ。それがもう分からないので、分かりやすいか、分かりにくいかという微妙かなど。単なるミスと不正ってとても難しい問題かなとは思っているんで、本当に今回に関しては悪質というか、不正であるというふうに御判断されたということなので、それを重く受け止めているんですが、もう少しきちんと調査しようがあるのではないかなという気がちょっと一瞬しました。

以上です。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 委員の御指摘のとおりだったと思います。それで、今回、改めて運営指導担当係長を設けまして、実際、現場に行った上で、例えば雇用契約書だとか、または雇用保険からの書類、そういったものを、実際、現場で検査をするといった方法に、今後、改めたいと考えてございます。それで、その準備期間として、残りの半年かけて指導担当係長のほうで要綱や規定の整備を行っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。

こういうことがあると、どうしても良好な関係を築くって難しくなっていくとは思いますが、引き続きもしやっていただくとすれば、やっぱり良好な関係、築いてほしいんですよ。お互いに。これはこれ、それはこれで、次からはきちんとやるということで、その先に子どもたちがいるので、やっぱりうまくやってほしいので、その辺はどうかよろ

しくお願いいたします。

本多教育長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

鈴木委員 その他はいいですか。

本多教育長 ごめんなさい。その他、全く関係ないですか。ちょっと待ってください。

それでは、本報告を終了いたします。

なお、秘密会の会議録につきましては、本来、教育委員会会議規則で非開示とすることになってはいますが、区議会の審議終了後、公開することといたしたいと存じます。

では、鈴木委員。

鈴木委員 すみません。給食事業なんですけれども、先日、テレビで、ニュースで、全国展開している給食会社が停止になったというか、潰れたというか、分かりませんが、かなりの部分で給食が滞ったと。広島だそうですね、報道による理由を聞くと、野菜だとか、資材の高騰で、もう利益が出なくなって止まっちゃったという話だそうですね、これ、本区においてはそういう影響があるのか、または、本区の給食会社に関しては万全であるということなのか、お聞きしたいと思います。

本多教育長 学務課長。

賀来学務課長 確かに報道で結構大きな事業者さんで、広島をメインにやっているところみたいですが、広島の方は、どちらかというところと寮とか高校の食堂とか、そういったところでどうやら停止が起こったと。ただ、その関係する部分で、静岡県も高校だとか特別支援学校だとか、そういった部分の給食も止まっているという状況は確かに聞いているところでございます。

ただ、その事業者が請け負っていた形とちょっと違うところは、江東区の場合は、光熱費だとか、そういったものは区で持っているところで、基本的には委託事業者さんをお願いするのは調理の部分を運営費用といったところで、そこのお金のかかり方が違う部分があるのかなと考えています。あとは、財務諸表だとか、そういった部分の確認については、プロポーザルのたびに行っているところでございますが、ただ、その間が空いてしまうという課題がございますので、そういったものをどうやって確認していくかというのは課題として、認識しております。

以上でございます。

鈴木委員 大丈夫だということですね。ありがとうございました。

本多教育長 ほか、よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和5年第9回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。